

ただし、将来債権の譲渡と譲渡制限の意思表示との関係について、債務者は、当該債権譲渡に係る債務者対抗要件を具備するまでに譲渡制限の意思表示を行った場合に限り、譲受人が当該意思表示について悪意であったものとみなして、履行拒絶権を行使し、また譲渡人に対する債務消滅事由を対抗することができる旨が規定された(466条の6第3項)。

#### (4)債権譲渡と債務者の抗弁

異議をとどめない承諾により譲渡人に対して生じた抗弁を譲受人に対抗することができなくなるという制度は廃止された。

その結果、改正民法においては、債権譲渡に伴い譲受人が債務者から譲渡人に対して生じた抗弁を対抗されないようにするためには、債務者から抗弁の放棄という積極的な意思表示を受ける必要が生じることになった。

#### (5)債権譲渡と相殺

債務者が債権譲渡の債務者対抗要件を具備するより前に自働債権を取得していれば、自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず、その後に相殺適状になった場合に、譲受人に相殺を対抗することができる、いわゆる無制限説が規定された(469条1項)。

また、債務者は、債権譲渡の債務者対抗要件を具備するより後に取得した債権であっても、当該債務者対抗要件を具備するより前の原因に基づいて生じた債権については、これを自働債権として譲受人に相殺を対抗することができる旨が規定された(同条2項)。

ただし、これらの債権が、債務者対抗要件を具備するより後に他人の債権を取得したものであるときは、これらを自働債権として譲受人に相殺を対抗することができない(同条2項但し書き)。

#### (6)債務者の抗弁などの基準時

債務者は、いつまでに譲渡人に対して生じた抗弁を持って譲受人に対抗することができるのか。

原則として、債務者対抗要件を具備するまでに譲渡人に対して生じた抗弁を持って譲受人に対抗することができる(468条1項)。

ただし、債務者が譲渡制限の意思表示をしている場合には、譲受人が債務者に対して相当の期間を定めて譲渡人への履行を催告することにより譲渡制限の

意思表示を対抗できなくなる場合や、譲渡人の破産手続き開始決定により譲受人が供託の請求をする場合について、特則が設けられた(466条の3、468条2項)。

## 20. 有価証券

債権者が特定されていて、かつ債権の成立・譲渡に証券の作成・交付を要しない債権→指名債権

証券上には債権者として表示された者、またはその者から指定された者に対して弁済すべきことを定めた債権→指図債権(この指図債権の名称が指図証券と改正された 第7節)

## 21. 債務引受

### (1) 併存的債務引受

債務者と引受人との契約による場合、第三者のためにする契約になり、債権者が受益の意思表示をすることによって引受人に対する権利を取得する。この点を明文化した(470条)。

### (2) 免責的債務引受

債務者と引受人との契約による場合、新しい債務者が無資力であることも考えられ債権者に不利益となる可能性があるため、債務者と引受人の間で免責的債務引受の契約をしても、債権者が承諾しなければその効力を生じない(472条)。

債権者と引受人の間での契約による場合、債務者の意思に反してなされた場合であっても有効となる。この場合には、債務引受契約をした旨を債務者に通知したときに効力が生じる。